



議題 3

報道機関 各位

記者発表資料

平成30年9月26日（水）

問い合わせ先：指導1課、高校教育課

指導1課長：吉田 高校教育課長：吉野

担当：下館（指導1課）・秋山（高校教育課）

電話：829-1661（指導1課）

829-1671（高校教育課）

さいたま市部活動の在り方に関する方針を策定しました ～生徒、保護者、教員のニーズを踏まえた部活動を目指して～

スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受け、本市においても、さいたま市部活動の在り方に関する方針を策定しました。

この方針を策定するに当たり、生徒、教員、保護者、にアンケート調査や意見聴取を実施し、部活動の在り方についての検討会議を経て、策定いたしました。

記

1 策定に至る経緯

- (1) 平成29年度から「部活動の在り方についての検討会議」並びに「ワーキンググループ会議」において検討を重ね、「さいたま市部活動の在り方に関する方針」を策定しました。
- (2) アンケート調査の実施
平成30年6月14日から21日の間に、生徒、中学校・高等学校教員、保護者を対象に部活動に関するアンケートを実施しました。
- (3) アンケート調査結果に対する意見聴取
生徒、保護者、教員へそれぞれ原案を基に意見聴取をしました。

2 さいたま市部活動の在り方に関する方針の内容

- (1) 適切な運営のための体制整備
- (2) 部活動の適切な休養日の設定
- (3) 望ましい指導の在り方
- (4) 事故防止について
- (5) 学校単位で参加する大会・コンクールの見直し

3 今後の展開

部活動の適切な休養日の設定については、平成30年10月7日から実施します。各学校は、平成31年4月を目途に部活動の活動方針及び活動計画等を、学校のホームページへの掲載等により公表します。

議題 3

「さいたま市 部活動の在り方に関する方針」 を策定しました

～生徒、保護者、教員のニーズを踏まえた部活動を目指して～

さいたま市教育委員会

さいたま市としての部活動ガイドライン

「さいたま市部活動の在り方に関する方針」

【特徴】

- ・ 学校におけるすべての部活動を対象とした方針
- ・ 生徒、教員、保護者にアセスメントを実施し策定

部活動の意義

生徒のやり抜く力（Grit）
学び続ける力（Growth）
国際社会で活躍する力（Global）
を育成する場として、大変重要な教育活動である。

課題

部活動を含めた教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない



さいたま市部活動の在り方についての検討会議

策定までの経緯（1）

平成29年度から 「部活動の在り方についての検討会議」

部活動に対するアンケート調査実施（平成30年6月14日～21日）
生徒、中学校、高等学校の教員、保護者対象



各学校へアンケート結果を
フィードバックし、原案を作成



策定までの経緯（2）

アンケート結果を参考に原案を作成



生徒 「子ども会議」に引き続き、高等学校の代表生徒の司会の下、ディスカッション
保護者 市PTA協議会において意見聴取
教員 中体連各専門委員長、吹奏楽連盟、演劇連盟、
小学校管楽器連盟の代表者から意見聴取



部活動の在り方についての検討会議



さいたま市部活動の在り方に関する方針

部活動の適切な休養日の設定

(1) <休養日の設定及び活動時間>

- ・学期中 週当たり2日以上の休養日の設定
(平日1日以上、土日休日1日以上)
- ・長期休業中 学期中の休養日の設定に準ずる
学校閉庁日及び年末年始・休養期間とする
- ・1日の活動時間 平日2時間程度、休業日3時間程度

★本市が独自に設定した基準★

(2) <部活動の特性や実態に応じて>

- ・年間を見通した長期的な視点で、活動時間や休養日を設定することができる。
→休養日数は(1)と同数以上になるように設定

(3) <高等学校>

- ・さいたま市立高等学校「特色ある学校づくり」計画に基づき、学校経営方針、地域の実態を踏まえ、(1)及び(2)に準じて休養日を設定

今後の展開

部活動の在り方に関する方針

平成30年10月7日（日）
より

活動計画等のHP等への記載

平成31年4月を目途に
全校で

議題3終了